

医政発 0427 第 1 号  
老 発 0427 第 2 号  
保 発 0427 第 1 号  
令和 8 年 4 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、管理運営要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、今般の改正の主な内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び関係者等に対し周知いただくとともに、その運営について遺漏なきようお願いしたい。

記

1 管理運営要領別記1「介護施設等の整備に関する事業」に係る改正

(1) 配分基礎単価の引上げ

近年の物価上昇に伴う建築費の高騰等に対応するため、配分基礎単価について+7.7%相当の引上げを行う。(別表1関係)

(2) その他

このほか、事業内容の明確化等の所要の改正を行う。

2 管理運営要領別記2「介護従事者の確保に関する事業」に係る改正

(1) 対象事業の新設・拡充

次の①から⑤までに掲げる事業について新設・拡充を図る。

- ① 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業(新設)
- ② 通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の支援事業(新設)
- ③ 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の支援事業(新設)
- ④ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業(新設)
- ⑤ 介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業(拡充)

(2) その他

このほか、事業内容の明確化等の所要の改正を行う。

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第 1 ～ 第 8 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>別記 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象事業</p> <p>（1）地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業                      介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">地域医療介護総合確保基金管理運営要領</p> <p>第 1 ～ 第 8 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>別記 1</p> <p style="text-align: center;">介護施設等の整備に関する事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対象事業</p> <p>（1）地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業                      介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>

新	旧
<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p>	<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p>

新		旧	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事	(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事	(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事	(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるた	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備	(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるた	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

新		旧	
めに必要となる改修		めに必要となる改修	
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備	(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等	(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、 <u>耐震改修(これに付随して実施する大規模修繕等(天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。))を含む。)</u> 、 <u>照明設備の更新等</u> 、施設等の基盤整備を図るための改修工事	(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
(注) 一定年数は、おおむね10年とする。		(注) 一定年数は、おおむね10年とする。	
b (略)		b (略)	
ウ・エ (略)		ウ・エ (略)	
オ 公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業		オ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業	

新	旧
<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、次に掲げる事業とする。</p> <p>a 都道府県が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物の買収及び取り壊し費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。以下bにおいて同じ。）する事業</p> <p>b (略)</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>カ (略)</p>	<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、次に掲げる事業とする。</p> <p>a 都道府県が代替施設を整備（既存の建築物の改修（現に公有地に定着する建築物を買収する費用を含む。）及び新たに建築物を整備することをいう。以下bにおいて同じ。）する事業</p> <p>b (略)</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>カ (略)</p>
<p>キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</p> <p>(ア) 事業の目的</p> <p>介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域等において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。</p> <p>(イ) 用語の定義</p> <p>このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 小規模な介護施設等 次に掲げるものであって、<u>中山間・人口減少地域等に所在するもの</u>をいう。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 小規模な介護施設等（<u>c</u>の（f）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録</p>	<p>キ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</p> <p>(ア) 事業の目的</p> <p>介護サービス等の需要減少が見込まれる中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス等の維持・確保の観点から、介護施設等のダウンサイジングを行うことにより、介護事業者等が継続してその地域で介護サービス等を効果的に提供するための基盤整備を促進することを目的とする。</p> <p>(イ) 用語の定義</p> <p>このキにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>d ダウンサイジング 次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 小規模な介護施設等（<u>b</u>の（f）に掲げるものに限る。）の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については登録</p>

新	旧												
<p>定員又は宿泊定員のうち都道府県知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。)を減少(定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。)させるもの</p> <p>なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、<b>ダウンサイジング</b>前の定員と<b>ダウンサイジング</b>後の定員(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。</p>	<p>定員又は宿泊定員のうち都道府県知事が本事業の趣旨に鑑み適当と認めるものをいう。)を減少(定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。)させるもの</p> <p>なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、<b>転換</b>前の定員と<b>転換</b>後の定員(ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。)とを比較して1割以上減少しているかを判断すること。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 566 360 619">整備区分</th> <th data-bbox="360 566 1113 619">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 619 360 815">改築</td> <td data-bbox="360 619 1113 815">           既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。            ※取り壊し費用を対象とすることができる。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 815 360 916">改修</td> <td data-bbox="360 815 1113 916">           既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。         </td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。	改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 566 1440 619">整備区分</th> <th data-bbox="1440 566 2192 619">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 619 1440 815">改築</td> <td data-bbox="1440 619 2192 815">           既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。            ※取り壊し費用を対象とすることができる。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 815 1440 916">改修</td> <td data-bbox="1440 815 2192 916">           既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。         </td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。	改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。
整備区分	整備内容												
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。												
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。												
整備区分	整備内容												
改築	既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること(一部改築を含む)。 ※取り壊し費用を対象とすることができる。												
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。												
<p>なお、本事業の性質上、移転を伴う<b>ダウンサイジング</b>は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、都道府県知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、<b>当該介護施設等</b>の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(4の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し<b>ダウンサイジング</b>を行う事業(以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。)を含むものとする。</p> <p>(ウ) 事業の対象外<b>経費</b> 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</p>	<p>なお、本事業の性質上、移転を伴う<b>転換</b>は原則として想定されていないが、当該介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合については、都道府県知事の判断で移転を伴うダウンサイジングを行うことも差し支えない。この場合において、<b>大規模な介護施設等</b>の移転先が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン(4の(2)のウの(ア)及び(イ)に該当する場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し<b>転換</b>を行う事業(以下このキにおいて「空き家等を改修した事業」という。)を含むものとする。</p> <p>(ウ) 事業の対象外<b>経費</b> 本事業において次に掲げる経費は対象としないものとする。</p>												

新	旧
<p>a・b (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>ダウンサイジング</u>後10年間の事業計画</p> <p>(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（<u>ダウンサイジング</u>前と<u>ダウンサイジング</u>後の見込み）</p> <p>b・c (略)</p>	<p>a・b (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事（市町村による助成の場合は市町村の長）に提出するものとする（なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。）。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>転換</u>後10年間の事業計画</p> <p>(f) 介護職員等処遇改善加算（これに相当する加算を含む）の取得状況（<u>転換</u>前と<u>転換</u>後の見込み）</p> <p>b・c (略)</p>
<p>ク 介護施設等の集約・再編支援事業</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 用語の定義</p> <p>このクにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（(a)から(f)に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために都道府県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合</p> <p>(b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同</p>	<p>ク 介護施設等の集約・再編支援事業</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 用語の定義</p> <p>このクにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 集約・再編 cに掲げる介護施設等をそれぞれの種別ごとに1（(a)から(f)に掲げるものについては定員29人以下と定員30人以上でそれぞれ1とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために都道府県知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、下表に掲げるものをいう。</p> <p>(a) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合</p> <p>(b) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同</p>

新		旧	
一敷地内のものに限る。)		一敷地内のものに限る。)	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
改築	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</p>	改築	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。</p>
改修	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの</p>	改修	<p>既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの</p>
<p>集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。</p> <p>なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当す</p>		<p>集約・再編の対象に中山間・人口減少地域に所在する介護施設等が含まれる場合における集約・再編後の介護施設等の所在地は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載される同条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域（これによりがたい場合は、本事業の実施に当たり人口減少の中にあっても福祉サービスや生活支援サービスが持続的かつ効果的に確保するため適当であると市町村の長が認める区域とすることができる。）とすることとする。</p> <p>なお、集約・再編前の介護施設等が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンに所在する場合であって、集約・再編後の介護施設等の所在地が災害レッドゾーン又は災害イエローゾーン（4の（2）のウの（ア）及び（イ）に該当す</p>	

新	旧
<p>る場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し<u>集約・再編</u>を行う事業(以下このクにおいて「空き家等を改修した事業」という。)を含むものとする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事(市町村による助成の場合は市町村の長)に提出するものとする(なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>集約・再編</u>後10年間の事業計画</p> <p>(f) 介護職員等処遇改善加算(これに相当する加算を含む)の取得状況(<u>集約・再編</u>前と<u>集約・再編</u>後の見込み)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護<u>テクノロジー</u>導入支援事業</p> <p>介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、別記2の(33)口の介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護<u>テクノロジー</u>以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>また、事業実施にあたっての<u>業務改善計画</u>の策定及び<u>業務改善</u>に係る効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生</p>	<p>る場合の当該区域を除く。)である場合は本事業の対象とならない。</p> <p>また、介護施設等と合築又は近接する(移転の場合は移転先に定着する)空き家、学校、公営住宅、公民館等の既存建築物を活用し<u>転換</u>を行う事業(以下このクにおいて「空き家等を改修した事業」という。)を含むものとする。</p> <p>(ウ)・(エ) (略)</p> <p>(オ) その他</p> <p>a 本事業による助成を都道府県又は市町村から受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事(市町村による助成の場合は市町村の長)に提出するものとする(なお、当該申請書の様式については、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課が示す様式例を参考とすること。)</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>転換</u>後10年間の事業計画</p> <p>(f) 介護職員等処遇改善加算(これに相当する加算を含む)の取得状況(<u>転換</u>前と<u>転換</u>後の見込み)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護<u>ロボット・ICT</u>の導入支援事業</p> <p>介護施設等において、(1)イ(イ)の表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕(助成を受けているかは問わない。)を実施する際に、別記2の(30)口の介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、本事業においては、介護<u>ロボット・ICT</u>以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>また、事業実施にあたっての<u>導入計画</u>の策定及び<u>導入効果</u>の報告については、</p>

新	旧
<p>労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1を準用する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>（6）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 （ア） （略） （イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない） a・b （略） c 介護医療院 d～l （略）</p> <p>イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 （ア） （略） （イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない） a・b （略） c 介護医療院 d～l （略）</p>	<p>令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。</p> <p>ウ （略）</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>（6）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。</p> <p>ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 （ア） （略） （イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない） a・b （略） c 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u> d～l （略）</p> <p>イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 （ア） （略） （イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない） a・b （略） c 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u> d～l （略）</p>

新	旧																								
<p>ウ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>ウ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 助成額の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財政上の特別措置</p> <p>上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="62 793 441 852">1 区分</th> <th data-bbox="441 793 837 852">2 対象施設の種類</th> <th data-bbox="837 793 1102 852">3 加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="62 852 441 1035">           沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合         </td> <td data-bbox="441 852 837 1035"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul> </td> <td data-bbox="837 852 1102 1035">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 1035 441 1399">           地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）         </td> <td data-bbox="441 1035 837 1399"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="837 1035 1102 1399">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="62 1399 441 1506">           地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急         </td> <td data-bbox="441 1399 837 1506"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul> </td> <td data-bbox="837 1399 1102 1506">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて         </td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 793 1518 852">1 区分</th> <th data-bbox="1518 793 1915 852">2 対象施設の種類</th> <th data-bbox="1915 793 2179 852">3 加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 852 1518 1035">           沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合         </td> <td data-bbox="1518 852 1915 1035"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul> </td> <td data-bbox="1915 852 2179 1035">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1035 1518 1399">           地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）         </td> <td data-bbox="1518 1035 1915 1399"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul> </td> <td data-bbox="1915 1035 2179 1399">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 1399 1518 1506">           地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急         </td> <td data-bbox="1518 1399 1915 1506"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul> </td> <td data-bbox="1915 1399 2179 1506">           別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて         </td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額																							
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額																							
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額																							
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<u>養護老人ホーム</u></li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて																							
1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額																							
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額																							
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額																							
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて																							

新			旧		
事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		得た額	事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）		得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<b>養護老人ホーム</b></li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・<b>養護老人ホーム</b></li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・ケアハウス</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・認知症対応型デイサービスセンター</li> <li>・生活支援ハウス</li> </ul>	別表1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
(3) (略)			(3) (略)		
4 (略)			4 (略)		

新				旧			
別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業				別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の	地域密着型サービス施設等の整備※			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数		・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数		・小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数		・小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数		・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円	整備床数		・都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数		・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数		・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数		・介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円	施設数		・地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円	施設数	
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数	・生活支援ハウス	<u>44,100</u> 千円	施設数		

新				旧			
・緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数	2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数	2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・施設内保育施設	16,000千円	施設数		・施設内保育施設	14,800千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,960千円	整備床数		・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,530千円	整備床数	
介護施設等の合築等				介護施設等の合築等			
・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・認知症高齢者グループホーム	11,900千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	11,000千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター				・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム	1,510千円	定員数		・特別養護老人ホーム	1,400千円	定員数	
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院				・介護医療院			
・養護老人ホーム				・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム				・軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額				災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			

新			旧		
介護施設等の移転改築整備※			介護施設等の移転改築整備※		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額	

新			旧		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数 ※移転後 床数。た だし、増 員分は対 象外。
公 <del>有</del> 地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額で、いずれかの単価を用いること。		公 <del>有</del> 地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額で、いずれかの単価を用いること。	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	・小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数

新			旧		
・小規模な養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	・小規模な養護老人ホーム	2,960千円	整備床数
・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,960千円	整備床数	・小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,530千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム	2,390千円	整備床数	・都市型軽費老人ホーム	2,210千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム	15,000~44,700千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム	15,000~41,500千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~44,700千円	施設数	・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~41,500千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,900千円	施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~44,700千円	施設数	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~41,500千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	16,000千円	施設数	・認知症対応型デイサービスセンター	14,800千円	施設数
・介護予防拠点	11,900千円	施設数	・介護予防拠点	11,000千円	施設数
・地域包括支援センター	1,600千円	施設数	・地域包括支援センター	1,480千円	施設数
・生活支援ハウス	47,500千円	施設数	・生活支援ハウス	44,100千円	施設数
・緊急ショートステイの整備	1,600千円	整備床数	・緊急ショートステイの整備	1,480千円	整備床数
・施設内保育施設	16,000千円	施設数	・施設内保育施設	14,800千円	施設数
・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,960千円	整備床数	・小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000~5,530千円	整備床数
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000~5,960千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000~5,530千円	整備床数
介護老人保健施設	25,000~74,600千円	施設数	介護老人保健施設	25,000~69,200千円	施設数
介護医療院	25,000~74,600千円	施設数	介護医療院	25,000~69,200千円	施設数
養護老人ホーム	3,190千円	整備床数	養護老人ホーム	2,960千円	整備床数

新			旧		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター	<u>11,900</u> 千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター	<u>11,000</u> 千円	施設数
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額。 ※指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額。 ※指定都市等において実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額。		中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額。	

新			旧		
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数
小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,390</u> 千円	整備床数	・都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円	整備床数
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円	施設数
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>44,700</u> 千円	施設数	・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数	・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円	施設数
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数	・介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円	施設数
・地域包括支援センター	<u>1,600</u> 千円	施設数	・地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円	施設数
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数	・生活支援ハウス	<u>44,100</u> 千円	施設数
・緊急ショートステイの整備	<u>1,600</u> 千円	整備床数	・緊急ショートステイの整備	<u>1,480</u> 千円	整備床数
・施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円	施設数	・施設内保育施設	<u>14,800</u> 千円	施設数
・小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	・小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数

新			旧		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・認知症高齢者グループホーム	<u>11,900</u> 千円	施設数	・認知症高齢者グループホーム	<u>11,000</u> 千円	施設数
・小規模多機能型居宅介護事業所			・小規模多機能型居宅介護事業所		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
・認知症対応型デイサービスセンター			・認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の集約・再編支援事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		介護施設等の集約・再編支援事業	※以下の範囲で都道府県知事が定める額※指定都市等において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数
小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
小規模な介護医療院	25,000～ <u>74,600</u> 千円	施設数	小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数
小規模な養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数	小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数

新				旧			
小規模なケアハウス (特定施設入居者生活 介護の指定を受けるも の)	2,000~ <u>5,960</u> 千円	整備床数		小規模なケアハウス (特定施設入居者生活 介護の指定を受けるも の)	2,000~ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホー ム	<u>2,390</u> 千円	整備床数		・都市型軽費老人ホー ム	<u>2,210</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グルー プホーム	15,000~ <u>44,700</u> 千円	施設数		・認知症高齢者グルー プホーム	15,000~ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅 介護事業所	15,000~ <u>44,700</u> 千円	施設数		・小規模多機能型居宅 介護事業所	15,000~ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所	<u>7,900</u> 千円	施設数		・定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型 居宅介護事業所	15,000~ <u>44,700</u> 千円	施設数		・看護小規模多機能型 居宅介護事業所	15,000~ <u>41,500</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサ ービスセンター	<u>16,000</u> 千円	施設数		・認知症対応型デイサ ービスセンター	<u>14,800</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,900</u> 千円	施設数		・介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センタ ー	<u>1,600</u> 千円	施設数		・地域包括支援センタ ー	<u>1,480</u> 千円	施設数	
・生活支援ハウス	<u>47,500</u> 千円	施設数		・生活支援ハウス	<u>44,100</u> 千円	施設数	
・緊急ショートステイ の整備	<u>1,600</u> 千円	整備床数		・緊急ショートステイ の整備	<u>1,480</u> 千円	整備床数	
・施設内保育施設	<u>16,000</u> 千円	施設数		・施設内保育施設	<u>14,800</u> 千円	施設数	
・小規模な有料老人ホ ーム(特定施設入居者 生活介護の指定を受け るもの)	2,000~ <u>5,960</u> 千円	整備床数		・小規模な有料老人ホ ーム(特定施設入居者 生活介護の指定を受け るもの)	2,000~ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
特別養護老人ホーム及 び併設されるショート ステイ用居室	2,000~ <u>5,960</u> 千円	整備床数		特別養護老人ホーム及 び併設されるショート ステイ用居室	2,000~ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
介護老人保健施設	25,000~ <u>74,600</u> 千円	施設数		介護老人保健施設	25,000~ <u>69,200</u> 千円	施設数	
介護医療院	25,000~ <u>74,600</u> 千円	施設数		介護医療院	25,000~ <u>69,200</u> 千円	施設数	
養護老人ホーム	<u>3,190</u> 千円	整備床数		養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数	
ケアハウス(特定施設 入居者生活介護の指定 を受けるもの)	2,000~ <u>5,960</u> 千円	整備床数		ケアハウス(特定施設 入居者生活介護の指定 を受けるもの)	2,000~ <u>5,530</u> 千円	整備床数	

新				旧			
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,960</u> 千円	整備床数		有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数	
介護施設等の合築等				介護施設等の合築等			
・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		・別記1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額			空き家を活用した整備※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・認知症高齢者グループホーム	<u>11,900</u> 千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	<u>11,000</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター				・認知症対応型デイサービスセンター			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託	
定員30名以上の広域型施設等※				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>1,120</u> 千円	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				

## (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託	
定員30名以上の広域型施設等※				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	<u>1,036</u> 千円	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				

新				旧			
・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			料又は工事請負費。	・介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			料又は工事請負費。
・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,610千円	施設数		・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	5,200千円	施設数	
定員29名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額			定員29名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設				・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院				・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム				・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			

新				旧			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	18,800千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	561千円	定員数		・都市型軽費老人ホーム	520千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	561千円			・小規模な養護老人ホーム	520千円		
・施設内保育施設	5,610千円	施設数		・施設内保育施設	5,200千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジーの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。
定員30名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員30名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数		・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数	
・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
・介護医療院			・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム			・養護老人ホーム				
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員29名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	定員29名以下の地域密着型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小		
・小規模な介護老人保健施設			・小規模な介護老人保健施設				

新				旧			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>		規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な介護医療院</li> <li>・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>		規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	281千円	定員数		・都市型軽費老人ホーム	260千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	281千円			・小規模な養護老人ホーム	260千円		
・施設内保育施設	2,810千円	施設数		・施設内保育施設	2,600千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※			※以下の範囲で都道府県知事が定める額	介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※			※以下の範囲で都道府県知事が定める額
・介護予防拠点	134千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務	・介護予防拠点	124千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務

新				旧			
			費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。				費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
(3) (略)				(3) (略)			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	既存施設のユニット化改修※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
「個室 → ユニット化」改修	1,600 千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金	「個室 → ユニット化」改修	1,480 千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	3,190 千円			「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,960 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化				ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	976 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	

新				旧			
			等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		介護施設等の看取り環境の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	4,670千円	施設数	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</li> </ul>	4,330千円	施設数	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
共生型サービス事業所の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		共生型サービス事業所の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</li> <li>・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> </ul>	1,390千円	事業所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）</li> <li>・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）</li> </ul>	1,290千円	事業所数		

新				旧			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> </ul>			
注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。			
<b>(5) 民有地マッチング事業</b>				<b>(5) 民有地マッチング事業</b>			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		民有地マッチング事業※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	7,470千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	6,110千円	自治体		・整備候補地等の確保支援	5,670千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	5,970千円	1か所		・地域連携コーディネーターの配置支援	5,540千円	1か所	
注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。				注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。			

新					旧				
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業					(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,760千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	1,340千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備	1/3	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	1,240千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備	1/3

新				旧			
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援			するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。				するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,990 千円	1 か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3			ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・家族面会室の整備等経費支援	4,670 千円	施設・事業所		1/3			
・家族面会室の整備等経費支援	4,330 千円	施設・事業所		1/3			
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,320 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬	1/3			介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,220 千円	定員数		1/3			

新					旧				
			<p>費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					<p>費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	
<p>注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>別記2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業 (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業</p> <p>イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業</p> <p>高齢者を含む生活支援の担い手の養成や、生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築等を行うための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点</p>					<p>注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>別記2</p> <p style="text-align: center;">介護従事者の確保に関する事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業 (略)</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業</p> <p>イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業</p> <p>高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。</p>				

新	旧
<p>から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。</p> <p>□ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成や<u>介護予防・日常生活支援総合事業の補助金の交付申請のために必要な書類作成</u>等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8)</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 介護現場における多様な働き方<u>や常勤化導入支援</u>事業 <u>生産年齢人口の減少が本格化していく中</u>、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、<u>主に</u>、多様な人材層（若者・女性・高齢者）をターゲットとした多様な働き方・<u>柔軟な勤務形態</u>（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制の<u>ほか登録ヘルパー等の短時間勤務を行っている介護職員が本人の希望に応じて常勤職員となるための支援等</u>）による効率的・<u>効果的</u>な事業運営を実践するために必要な経費に対して助成する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(9)</p> <p>イ (略)</p> <p>□ (略)</p> <p>ハ 介護の周辺業務等の体験支援<u>事業</u> (略)</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p><u>(15) 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業</u> <u>訪問介護事業者等におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進する観点から、都道府県が行う、訪問介護事業者等と地域の多様な人材等との連携・調整のほか、研修制度の構築や地域資源とのマッチング、業務の切り分けに関するガイドライン</u></p>	<p>□ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8)</p> <p>イ (略)</p> <p>□ 介護現場における多様な働き方<u>導入モデル</u>事業 多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした「多様な働き方（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）」による効率的な事業運営を実践するために必要な経費に対して助成する。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(9)</p> <p>イ (略)</p> <p>□ (略)</p> <p>ハ 介護の周辺業務等の体験支援 (略)</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>の作成等の取組に必要な経費に対して助成する。</u></p> <p><u>(16) 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援事業</u>  <u>訪問介護サービスの提供主体が存在しない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等に対して、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援）</u></li> <li>・ <u>訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援）</u></li> <li>・ <u>訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援）</u></li> </ul> <p><u>を行うことにより、初期コストの負担や収支が安定するまでの損失リスクを緩和しながら、訪問介護事業への参入の意思決定を後押しし、通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）を推進するための経費について助成する。</u></p> <p><u>(17) 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援事業</u>  <u>中山間地域や離島等の人口減少地域において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、訪問介護事業所に対して、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入前支援）</u></li> <li>・ <u>設置にかかる初期費用の助成（導入時支援）</u></li> <li>・ <u>一定期間のランニングコストの助成（導入後支援）</u></li> </ul> <p><u>などを実施することにより、サテライト設置に伴う制度的・運営的な課題の解消を図りつつ、事業者の意思決定を後押ししていくための経費について助成する。</u></p> <p>(18) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業  (略)</p> <p>(19) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業  (略)</p> <p>(20) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業  (略)</p> <p>(21) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業  (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(15) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業  (略)</p> <p>(16) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業  (略)</p> <p>(17) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業  (略)</p> <p>(18) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業  (略)</p>

新	旧
<p>(22) 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費及び離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。</p> <p>(23) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための次に示す研修等の経費に対し助成する。 (イ) 認知症介護実践者等養成研修事業 (ロ) 認知症地域医療支援事業 (ハ) 認知症初期集中支援チーム員研修 (ニ) 認知症地域支援推進員研修 (ホ) <u>認知症チームケア推進研修</u> (BPSD ケアプログラムアドミニストレーター養成研修を含む) ロ (略)</p> <p>(24) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業 (略)</p> <p>(25) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業 (略)</p> <p>(26) 権利擁護人材育成事業 (略)</p> <p>(27) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業 (略)</p> <p>(28) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 (略)</p> <p>(29) 外国人介護人材研修支援事業 (略)</p>	<p>(19) 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費及び離職した介護人材のニーズ把握等のための事態調査の経費に対し助成する。</p> <p>(20) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための次に示す研修等の経費に対し助成する。 (イ) 認知症介護実践者等養成研修事業 (ロ) 認知症地域医療支援事業 (ハ) 認知症初期集中支援チーム員研修 (ニ) 認知症地域支援推進員研修 (ホ) BPSD ケアプログラムアドミニストレーター養成研修 ロ (略)</p> <p>(21) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業 (略)</p> <p>(22) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業 (略)</p> <p>(23) 権利擁護人材育成事業 (略)</p> <p>(24) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業 (略)</p> <p>(25) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 (略)</p> <p>(26) 外国人介護人材研修支援事業 (略)</p>

新	旧
<p>(30) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (略)</p> <p>(31) 介護職員長期定着支援事業 (略)</p> <p>(32) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 (略)</p> <p>(33) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 以下の、ロ、ハの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 介護生産性向上推進総合事業 <u>今後、高齢化や人口減少が進み、サービス需要も大きく変化していく中、介護現場において生産性向上等の取組を進めるためには、地域の支援機関等と連携の上、地域の実情に応じ、その変化に対応した支援が求められる。</u> このため、都道府県が主体となって、生産性向上に資するワンストップ型の総合相談センターの設置、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施等の取組を実施するための経費に対し助成する。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(34) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成（<u>他制度（※）において支援を受けている者は除く</u>）する。 <u>※例えば、両立支援等助成金、仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）など。</u></p> <p>(35) 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員</p>	<p>(27) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (略)</p> <p>(28) 介護職員長期定着支援事業 (略)</p> <p>(29) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 (略)</p> <p>(30) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 以下の、ロ、ハの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 介護生産性向上推進総合事業 介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、<u>一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があり、発信力のあるモデル事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくことが重要である。この取組を自治体が主導し、地域の福祉関係者はもとより、雇用や教育などの多様な関係者とも連携しながら、地域全体で取組を推進していく必要がある。</u> このため、都道府県が主体となって、生産性向上に資するワンストップ型の総合相談センターの設置、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施等の取組を実施するための経費に対し助成する。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(31) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。</p> <p>(32) 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員</p>

新	旧
<p>の代替要員の派遣等) 事業 (略)</p> <p>(36) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 (略)</p> <p>(37) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援に必要な経費に対して助成する。 なお、<u>事業</u>実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p><u>(38) 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業</u> <u>地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、①中山間・離島等地域における採用活動や「潜在ケアマネジャー」の復職等の支援など、人材確保に資する取組や、②事業所内のタスクシフト支援やシャドウワークに関する相談窓口の創設など、業務負担軽減支援に資する取組、③専門家の派遣による経営改善や利用者確保等のための広報活動に関する支援など、事業所の経営改善に資する取組に必要な経費に対し助成する。</u> <u>なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</u></p> <p>(39) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 (略)</p> <p>別記3～4 (略)</p> <p>別葉1～3 (略)</p> <p>別紙様式1・2 (略)</p>	<p>の代替要員の派遣等) 事業 (略)</p> <p>(33) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 (略)</p> <p>(34) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援に必要な経費に対して助成する。 なお、<u>事情</u>実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(35) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 (略)</p> <p>別記3～4 (略)</p> <p>別葉1～3 (略)</p> <p>別紙様式1・2 (略)</p>

新						旧					
別添様式 1						別添様式 1					
都道府県名： _____						都道府県名： _____					
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業						(1) 地域密着型サービス等整備助成事業					
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(略)						(略)					
公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業						公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業					
地域密着型特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	地域密着型特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人	地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	小規模な養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人
都市型経費老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	都市型経費老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所

新						旧					
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備 (※4)	人	人	人	人	人	緊急ショートステイの整備 (※4)	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人	小規模な有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※4)	人	人	人	人	人
特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	特別養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人	特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※4)	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人	養護老人ホーム(※4)	人	人	人	人	人

新						旧					
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※４）	人	人	人	人	人	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※４）	人	人	人	人	人
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※４）	人	人	人	人	人	有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※４）	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分						空き家を活用した整備分					
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計（※４の合計）	人	人	人	人	人	定員数計（※４の合計）	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	金額小計	千円	千円	千円	千円	千円
(略)						(略)					

新						旧					
都道府県名： _____						都道府県名： _____					
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業						(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業					
施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
(略)						(略)					
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護 <u>テクノロジー</u> 導入に必要な経費						介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護 <u>ロボット・ICT</u> の導入に必要な経費					
特別養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人	特別養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（※1）	人	人	人	人	人	特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（※1）	人	人	人	人	人
介護老人保健施設（※1）	人	人	人	人	人	介護老人保健施設（※1）	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	介護医療院	人	人	人	人	人
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人
養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人	養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人	地域密着型特別養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人

新						旧					
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（※1）	人	人	人	人	人	地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室（※1）	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設（※1）	人	人	人	人	人	小規模な介護老人保健施設（※1）	人	人	人	人	人
小規模な介護医療院	人	人	人	人	人	小規模な介護医療院	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム（※1）	人	人	人	人	人	認知症高齢者グループホーム（※1）	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所（※1）	人	人	人	人	人	小規模多機能型居宅介護事業所（※1）	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所（※1）	人	人	人	人	人	看護小規模多機能型居宅介護事業所（※1）	人	人	人	人	人
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（※1）	人	人	人	人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人	都市型経費老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人
小規模な養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人	小規模な養護老人ホーム（※1）	人	人	人	人	人

新

施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計（※1の合計）	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円

(2) ~ (7) (略)

別添様式2 (略)

旧

施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計（※1の合計）	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円

(2) ~ (7) (略)

別添様式2 (略)